

京都市老人福祉法細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第171号

京都市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市老人福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第4条中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

第5条を次のように改める。

(老人居宅生活支援事業の変更の届出)

第5条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（第2号様式）によるものとする。

第6条の見出し中「設置の届出等」を「変更の届出」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「第7号様式」を「第3号様式」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号中「第8号様式」を「第4号様式」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号中「第12号様式」を「第5号様式」に改め、同号を同条第3号とする。

第7条中「第13号様式」を「第6号様式」に改める。

第8条中「第14号様式」を「第7号様式」に改める。

第1号様式注以外の部分中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

第2号様式を削る。

第3号様式注中「又は老人短期入所事業」を「老人短期入所事業又は小規模多機能型居宅介護事業」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式から第6号様式までを削り、第7号様式を第3号様式とし、第8号様式を第4号様式とし、第9号様式から第11号様式までを削り、第12号様式を第5号

様式とし、第13号様式を第6号様式とし、第14号様式を第7号様式とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)